

全建事発第 101 号

令和 7 年 12 月 18 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人全国建設業協会

会長 今井 雅則

[ 公印省略 ]

### 下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

引き続き資材や原油等の価格高騰が懸念される中、資金需要の増大が予想される冬期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請企業に対する適切な代金支払等の確保について、その経営の安定性・健全性を確保するため十分な配慮が必要となります。

国土交通省においては、指導監督体制の強化を目的とした「建設業法令遵守推進本部」の設置、建設業法令違反行為の情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドライン」の策定、周知を通じ、建設工事の請負契約における元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の推進に努めています。

また、令和 6 年 6 月に公布された改正建設業法では、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積りや見積りの変更依頼の禁止、受注者による通常必要と認められる原価に満たない額又は通常必要と認められる工期に比べて著しく短い工期による請負契約の締結の禁止、請負契約の変更協議の円滑化等の規定が新たに設けられ、令和 7 年 1 月 12 日に全面施行されたところです。

中央建設業審議会においては、個々の技能者の経験・技能に応じた適正賃金を支払うことが可能となるよう、公共工事・民間工事問わず、建設工事の請負契約において、適正な労務費（賃金の原資）を確保することを目的とする「労務費に関する基準」が作成、勧告されました。

以上のこと等を踏まえ、このたび国土交通省から本会に対し、建設業法、「工期に関する基準」、「労務費に関する基準」、「『労務費に関する基準』の運用方針」、「建設業法令遵守ガ

イドライン」、その他関係法令や企業として社会通念上守るべき企業倫理等を遵守し、下請契約における適正な工期の確保、適正な労務費・賃金の確保と支払い、適正な請負代金の設定及び適切な代金の支払等、元請負人と下請負人の間の取引の適正化及び施工管理のより一層の徹底に努めるよう要請（別添1）がありましたので、貴会会員企業の皆様に対する周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、同日付で、公共発注者の長及び主要民間団体の長にも通知（別添3、4）が送付されておりますので、参考までに添付します。

また、下請代金の決定に当たり、公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項（別添2）についても、併せてご周知いただきますようお願い申し上げます。

以上

#### 【添付資料】

別添1 下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

別添2 下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について

別添3 【公共発注者の長あて】下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

別添4 【主要民間団体の長あて】下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

参考 【概要】下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

(担当) 事業部 三浦

TEL:03-3551-9396

FAX:03-3555-3218

e-mail:jigyo@zenken-net.or.jp